

入札説明書

宮崎県立宮崎商業高等学校PTAが行う空調機器撤去工事に係る一般競争入札（条件付）については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、仕様等に疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和4年7月22日

2 競争入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務 P T A空調機器撤去工事
- (2) 機器の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 期間 契約締結の日～令和4年10月31日
- (4) 場所 宮崎市和知川原3丁目24番地 宮崎県立宮崎商業高等学校
- (5) 入札方法 (1)の撤去工事について入札を実施する。
 - ア. 入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。
 - イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約内容の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

- (1) 宮崎県財務規則第 109 条に準じ、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合は本契約を解除するものとする。
- (2) 宮崎商業高等学校PTAは、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加するものに必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4に該当しないものであること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第3条の1の条件に準じ、すべて満たすこと。
- (3) 管工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者を主任技術者として配置することができること。

- (4) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第10条の規定に準じ、入札参加資格停止となっていない者であること。
- (5) 宮崎県内に本店を有する者であること

6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

宮崎県立宮崎商業高等学校 事務室

郵便番号 880-0023

住所 宮崎県宮崎市和知川原3丁目24番地

電話番号 0985-22-8218

(2) 期間

令和4年7月22日（金曜日）から令和4年8月5日（金曜日）まで

（土曜日、日曜日を除く。午前8時15分から午後4時30分まで）

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 交付場所

6の(1)に同じ

(2) 交付期間

6の(2)に同じ

8 現場説明

事前に連絡をとり、現場確認をすること。

連絡先 6の(1)に同じ

9 入札及び開札

(1) 入札及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所

宮崎県宮崎市和知川原3丁目24番地 宮崎県立宮崎商業高等学校 会議室

イ 日時

令和4年8月8日（月曜日）午後2時から

(2) 入札に参加する者は、入札書（別記様式1）を下記のとおり提出しなければならない。

(3) 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参とし、郵送は不可とする。

(4) 入札金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた金額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式2）を提出するほか、入札書に入札者

の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

- (6) 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (8) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。
- (9) 開札には、各入札又はその代理人が立ち会わなければならない。

10 再度入札

- (1) 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定に準じる。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 宮崎県立宮崎商業高等学校PTAを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあつては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の無効に関する事項

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 入札参加資格者のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。その場合、落札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 当該契約に関する事務を担当する所属等

宮崎県立宮崎商業高等学校PTA 事務室

郵便番号 880-0023

住所 宮崎県宮崎市和知川原3丁目24番地

電話番号 0985-22-8218